

## ＜令和7年度訪日観光オンラインメディアを活用した情報発信事業（欧米豪）＞

○：ご質問への回答

No.	項目	内容
1	4. 事業内容 (2) 記事制作・掲載 才留意事項	仕様書にある「訪日検討層を効果的に記事へ誘導するための工夫を行うこと」という点について質問です。制作した記事へのアクセス数を最大化するため、SNS 広告等の有料プロモーションも有効な手段と考えられます。本事業の提案上限額（3,000,000 円）は、オンラインメディアへの記事制作・掲載料に加え、このような記事自体を宣伝するための広告費用も含まれると想定した上で、見積を算出するべきでしょうか。
		<p>&lt;回答&gt;</p> <p>「訪日検討層を効果的に記事へ誘導するための工夫」については、提案内容の一部であると認識しておりますので、プロポーザル参加事業者にて検討、提案を行ってください。</p> <p>SNS 広告等の有料プロモーションをご提案頂く場合、当該プロモーションに係る費用は委託費の中に含めることとしますので、見積に計上ください。</p>
2	4. 事業内容 (2) 記事制作・掲載 才留意事項	仕様書にある「実際の来県促進に向けた導線設計を行うこと」という点について、より具体的なイメージを伺いたく質問します。例えば、県が運営する公式観光サイト内の特定の予約ページや特集ページへリンクさせるといった連携は可能でしょうか。あるいは、本事業のために新たに作成する特設ランディングページへのリンク等が想定されるでしょうか。貴県が想定されている具体的な導線設計のイメージや、活用可能な既存の WEB 資産があればご教示ください。
		<p>&lt;回答&gt;</p> <p>「実際の来県促進に向けた導線設計を行うこと」については、提案内容の一部であると認識しておりますので、プロポーザル参加事業者にて検討、提案を行ってください。</p> <p>県が運営する外国語観光 HP や SNS (Instagram、Facebook)、Youtube と連携した提案を頂くことは可能です。</p>
3	9. その他 (5) 著作権	仕様書にある「事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、本県に帰属するものとする」という点について質問です。この記事制作のために撮影・制作した写真や動画素材など、記事そのもの以外の二次的制作物（アセット）の著作権についても、同様に貴県へ帰属するという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、受託者が自社の実

		<p>績としてこれらの制作物をWEBサイト等で紹介する際の利用条件について、もし定めがあればご教示ください。</p>
		<p>&lt;回答&gt; ご認識のとおり、基本的には記事そのもの以外の二次的制作物の著作権についても、本県に帰属するものとして想定しております。ただし、掲載先メディアの方針等により、著作権の帰属に関して特段の取り決めが必要となる場合には、受託者と協議したうえで著作権の帰属を決定することとします。また、本県に著作権が帰属する範囲内の制作物であれば、受託者が自社の実績として制作物をWEBサイト等で紹介することは差し支えございません。</p>
4	1. オンラインメディア選定、交渉	<p>仕様書にある「オンラインメディア選定1媒体以上、掲載数1媒体1記事以上」とあります。 今回の見積もりにはこちらのメディアとの交渉費用も計上するのでしょうか？（実際に掲載されるための行動） それとも別予算でメディアとの交渉を行うのかご教示をお願いします。</p> <p>&lt;回答&gt; 記事制作・掲載にあたってのメディアとの交渉は、受託者が行うこととします。また、交渉に係る費用は委託費の中に含まれますので、見積りに計上ください。</p>